

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	猿払村

## 猿払村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 猿払村産業課農林係  
所在地 宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1  
電話番号 01635-2-3134  
FAX 番号 01635-2-3812

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	猿払村

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草ロール	154個 77千円
	牧草	約210ha 3,150千円
	家庭菜園	ha 千円
	交通事故(物損)	件 不明
キツネ	配合飼料	戸 千円
	家畜危害(乳量)	戸 千円
ハシブトガラス・ハシボソガラス	牧草ロール	個 千円
	配合飼料	戸 千円
	家畜危害(乳量)	千円
ヒグマ	人畜被害	無し
アライグマ	配合飼料	163戸 605千円
	家畜危害(乳量)	戸 千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p><b>【エゾシカ】</b>          牧草の採食・踏み荒らし・牧草ロールの穴あけによる被害が主体であり、近年の個体数の増加と比例し被害も増加している。鹿の角が畑に落ちていることによる、牧草収穫時の作業機械の故障等が発生している。年間を通じて</p>
---

人里に出没し、道路横断等による自動車との衝突及び衝突回避による路外転落事故が起き、人命を失いかねない交通事故が発生している。

【キツネ】

駆除に関わらず生活環境汚染や農業被害などが報告されている。被害の内容としては、家庭菜園への放尿などの生活環境被害や、牛舎へ侵入し配合飼料の盗食・糞害・乳牛への危害など、生乳生産量の減産等の被害が起きている。

【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

牛舎などへ侵入し、配合飼料などを食い荒らしたり、子牛に対するイタズラなど農業被害が増加している。また、分娩直後の子牛の舌や蹄などを嘴で突いたりし、酷い場合には子牛が死亡する例もあり、深刻な被害となっている。

【ヒグマ】

人畜に関しての直接的な被害は発生していないが、冬眠期間を除いた4月～11月に出没が多く、市街地周辺での目撃や足跡、糞発見の報告がされている。人身事故の心配から農作業や住民生活など様々な支障が生じている。

【アライグマ】

近年、急激にアライグマによる被害が増えており、農業被害や家庭菜園への被害が報告されている。春先を中心に年間通して出没しており、農家や家庭菜園を保有している民家での目撃が多い。特に農家は、配合飼料などの被害が多発しており、作業に大きな支障をきたしているため積極的な防除活動が必要な状況である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	154 個、210ha 3,227 千円	77 個、105ha 1,613 千円
キツネ	戸 千円	戸 千円
ハシブトガラス ハシボソガラス	個、戸、頭 千円	個、戸、頭 千円
ヒグマ	無し	無し
アライグマ	163 戸 605 千円	81 戸 303 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス、ヒグマは有害鳥獣駆除として猟友会に委託し、銃器及びはこわなによる駆除を行っている。アライグマは、村と猟友会で防除に当たっている。ヒグマは生活安全の観点から、警戒にあたることで猟友会に委託している。	猟友会会員の高齢化等が進んでいる状況であり、今後会員の退会が相次ぐことが予想される。
防護柵の設置等に関する取組	対象鳥獣については、村内全域に生息し、広大な牧草地でもあることから防護柵は設置されていない状況にある。	鳥獣の農地への侵入を防止するためには、防護柵の設置が効果的であるが、膨大な費用を要するため、効果的な方法等を検討する必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害を減少させるためには、農地・牛舎等への侵入防止策と対象鳥獣そのものの個体数を減少させる捕獲駆除・防除体制が必要となる。

村内関係機関で組織する「猿払村有害鳥獣害防止対策協議会」は、出没・被害情報の共有化を図り、農作物等の被害軽減に向け、はこわな・囲いわなの導入、狩猟免許取得への支援等の活動を継続して行なっていく。また、侵入防止柵の導入を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、猟友会への鳥獣捕獲（駆除）の委託を継続し、わな等による捕獲を実施するほか、鳥獣被害対策実施隊による駆除の実施を行なう。

##### 【エゾシカ】

猟友会会員及び実施隊員が銃器による捕獲を継続的に実施するとともに、わなによる捕獲を検討する。

##### 【キツネ】

猟友会会員及び実施隊員が銃器による捕獲を継続的に実施するとともに、わなによる捕獲も行う。

##### 【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

猟友会会員及び実施隊員が銃器による捕獲を継続的に実施する。

##### 【ヒグマ】

農業被害を引き起こすおそれのある個体については、猟友会員及び実施隊員が銃器による捕獲を継続的に実施するとともに、頻繁に出没し被害が発生している箇所については、わなによる捕獲を検討する。

##### 【アライグマ】

主に猟友会員及び実施隊員、猿払村産業課担当職員、農家（敷地内のみ）によりはこわなによる捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	囲いわな及び侵入防止柵の導入の検討、狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し

	キツネ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ハシブトガラス ハシボソガラス	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ヒグマ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	アライグマ	はこわなの購入・設置、委託料の見直し
令和5年度	エゾシカ	囲いわな及び侵入防止柵の導入の検討、狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	キツネ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ハシブトガラス ハシボソガラス	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ヒグマ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	アライグマ	はこわなの設置、委託料の見直し
令和6年度	エゾシカ	囲いわな及び侵入防止柵の導入の検討、狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	キツネ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ハシブトガラス ハシボソガラス	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	ヒグマ	狩猟免許講習受講の支援、委託料の見直し
	アライグマ	はこわなの設置、委託料の見直し

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年の捕獲実績を基本に、新規対策等を勘案し設定する。			
【エゾシカ】			
近年、捕獲頭数及び出没箇所が増加しているため、捕獲頭数の増加により農業等への被害の減少を目指す。			
エゾシカ	R1年	R2年	R3年
有害鳥獣駆除	600頭	600頭	700頭
【キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス】			
近年の捕獲実績を基本に、継続的に被害防止を目指す。			
キツネ	R1年	R2年	R3年
有害鳥獣駆除	252頭	229頭	211頭
カラス	R1年	R2年	R3年
有害鳥獣駆除	175羽	173羽	296羽

**【ヒグマ】**

近年は、市街地等への出没が増加し、人身事故が起きる危険性が高まっているため、出没情報に対応した捕獲を目指す。

ヒグマ	R1年	R2年	R3年
有害鳥獣駆除	0頭	0頭	0頭

**【アライグマ】**

近年、被害額が増加しているため、捕獲頭数を増加し被害防止を目指す。

アライグマ	R1年	R2年	R3年
防除実施	131頭	150頭	146頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	500	500	500
キツネ	200	200	200
ハシブトガラス ハシボソガラス	200	200	200
ヒグマ	-	-	-
アライグマ	100	100	100

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

**捕獲等の取組内容****【エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス、ヒグマ、アライグマ】**

捕獲区域：猿払村一円

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農業等の被害の軽減が図れないと判断される場合は、当該区域を含めてエゾシカとヒグマについては道の許可を受け捕獲・駆除等を行い、キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・アライグマについては、村の許可で捕獲・駆除等を行なう。

捕獲手段：主に銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、発砲が困難な状態によっては、はこわな・囲いわな等を使用する。アライグマについては、はこわなを使用する。

捕獲時期	
エゾシカ	通年
ヒグマ	4月～3月頃まで
キツネ	4月～12月頃まで
ハブトカラス・ハシロカラス	4月～9月頃まで
アライグマ	通年

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃所有者は、効率的に捕獲活動を行なっていくためにライフル銃を用いて行なう。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。



2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
該当なし		

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

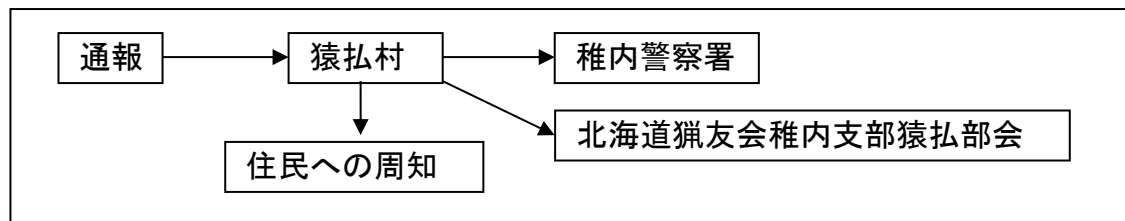
関係機関等の名称	役割
猿払村役場	パトロールや関係各所への連絡・地域住民への周知
稚内警察署	パトロール
北海道猟友会稚内支部猿払部会	パトロール及び、個体の駆除

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

廃棄物処理法等関係法令に基づき適切に処分を行う。やむを得ないときに現地埋設。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	猿払村有害鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
猿払村	防止計画策定、鳥獣害防止総合対策事業事務、出没・被害情報の収集発信、許可関係申請等事務、出没・被害情報の周知、被害・生息調査
北海道猟友会稚内支部猿払部会	対象鳥獣の捕獲駆除、出没・被害情報の提供、被害調査、狩猟免許取得への支援
東宗谷農業協同組合	出没・被害情報の提供、農業被害の取りまとめ、被害・生息調査
猿払村漁業協同組合	出没・被害情報の提供、漁業被害の取りまとめ、被害・生息調査
豊富猿払森林組合	出没・被害情報の提供、樹木被害の取りまとめ、被害・生息調査
宗谷農業改良普及センター	出没・被害情報の提供、被害・生息調査、防除技術の普及
宗谷森林管理署	出没・被害情報の提供、樹木被害の取りまとめ、被害・生息調査
鳥獣保護員	出没・被害情報の提供、被害・生息調査、鳥獣生態のアドバイス

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

北海道（宗谷総合振興局）	鳥獣生息状況・被害防止対策情報提供及び指導
稚内警察署	出没状況等情報提供、緊急時対策

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員 18 名(令和 4 年度時点) 猿払村の非常勤職員となり、業務に関しては地方公務員法が適用される。年額 12,000 円の報酬が四半期ごとに口座振替により支払われる。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。